第8章 受水槽式から直結式給水への改造工事

## 第8章 受水槽式から直結式給水への改造工事

- 8.1 受水槽式から給水装置に切替
- 1. 受水槽式給水から直結直圧(増圧)式給水に切替する場合は次の事項に留意すること。
  - (1) 受水槽式から直結式給水への切替えについては、直圧式給水及び増圧式給水の基準に基づき協議及び改造ができるものであること。
  - (2) 事前に、既設配管の材質が構造材質基準に適合していることを確認し、耐圧試験、水質検査を実施すること。
  - (3) 受水槽以下の既設管が配管途中で増径となる場合は、使用水量に支障がなく、耐圧試験及び水質試験を満足したものは、そのまま使用してもよい。

#### 〈解説〉

- 1. 受水槽式から直結直圧(増圧)式給水装置に改造する場合の水理計算は、直結直圧(増圧) 式給水と同様の方法で計算する。
- 2. 高置水槽式の場合、直結直圧(増圧)式の給水目的である貯水槽施設の維持管理問題の解消の観点から高置水槽は撤去すること。
- 3. 共同住宅等の改造工事は、原則として親メーターを廃止し、各戸・各所に局のメーターを設置する。なお、各戸・各所の検針及び各戸・各所の料金徴収は上下水道局が行う。
- 4. 既設配管の構造・材質及び試験

厚生労働省は、平成17年9月5日付健水発第0905002号健康局水道課長通知により、受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項を水道事業者へ通知した。本市としては、その通知から、「更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結式給水に切替える場合」のみを引用し次のとおり取扱う。なお、更生履歴がある場合の給水設備の取扱いは、別途上下水道局と協議を行う。

(1) 既設配管の構造材質

水道法施行令第5条に規定する構造・材質基準に適合した製品が使用されていることを、現場及び図面にて確認する。

(2) 既設配管の耐圧試験

耐圧試験は、既設配管に 0.75M Paの水圧を1分間加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

(3) 既設配管の水質試験

直結式給水の切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。

採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた後採水する。 試験項目は、味、臭気、色度、濁度とする。

(4) 前各項の構造材質の調査結果及び試験結果を、「様式第38号 既設給水設備調査報告書」により管理者に報告する。

#### 8.2 直結直圧式給水への改造例

(1) 高置水槽式の改造例 (図8-1)

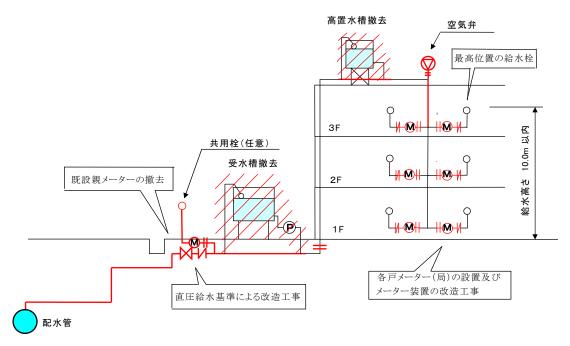


図 8-1 受水槽及び高置水槽を撤去し直結直圧式給水に改造例 (受水槽及び高置水槽周りの配管を改造した場合)

(2) 受水槽ポンプ直送式の改造例 (図8-2)

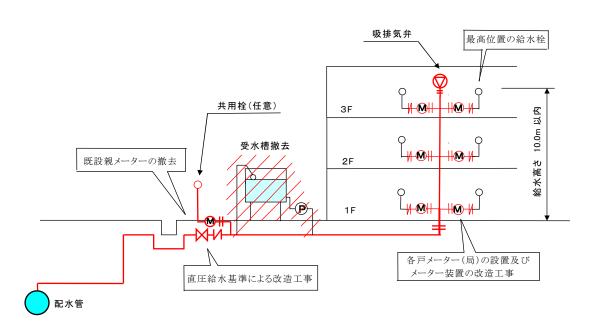


図 8-2 受水槽を撤去し直結直圧式給水に改造例 (給水主管を取替えた場合)

### 8.3 直結増圧式給水への改造例

### (1) 高置水槽式の改造例 (図8-3、-4)

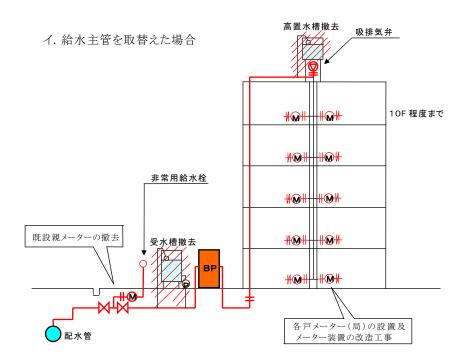


図 8-3 受水槽及び高置水槽を撤去し直結増圧式給水に改造例

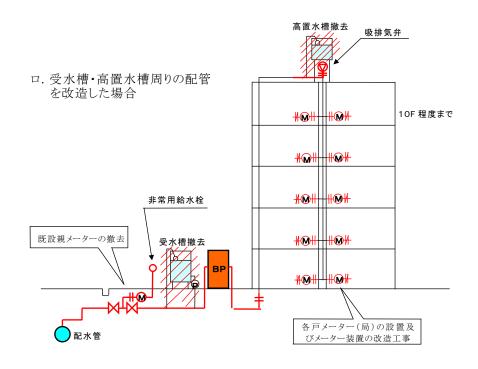


図 8-4 受水槽及び高置水槽を撤去し直結増圧式給水に改造例

# (2) 受水槽ポンプ直送式の改造例 (図8-5、-6)

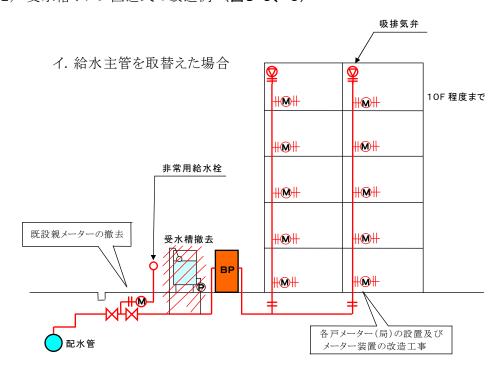


図 8-5 受水槽を撤去し直結増圧式給水に改造例

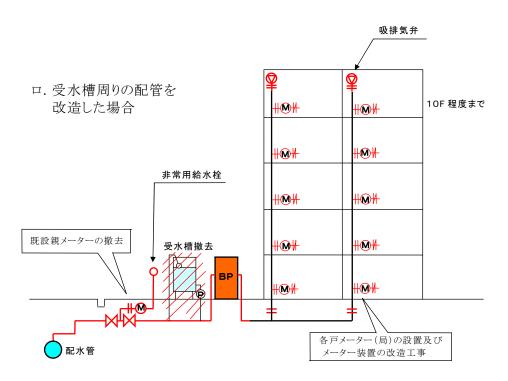


図 8-6 受水槽を撤去し直結増圧式給水に改造例